

小金井市市民参加条例施行規則 (平成 16 年 3 月 4 日規則第 6 号)

改正 平成 17 年 2 月 18 日規則第 4 号 改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号

改正 平成 19 年 9 月 20 日規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小金井市市民参加条例（平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成 14 年条例第 31 号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第 6 条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

(重要政策)

第 8 条 条例第 8 条に規定する附属機関等が審議する市の重要政策とは、小金井市基本構想に掲げら

れている政策等をいう。

(公募委員)

第9条 条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学のものとする。

(公募の周知)

第10条 市長は、公募委員を募集する場合は、附属機関等の設置の趣旨、目的、所掌事項等を明確にした上で、市報等により市民に周知し、幅広く市民の参加が得られるよう配慮するものとする。

(公募委員の選考方法及び公表)

第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。

2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする。

- (1) 論文、作文等による選考
- (2) 面接選考
- (3) 書類審査
- (4) 抽選

3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公表するものとする。

(公募委員が定員に満たない場合等の取扱い)

第12条 前条の規定にかかわらず、公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等により適切に対応するものとする。

(附属機関等の委員の選任結果の公表)

第13条 条例第11条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならない。

(公表方法等)

第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。

(意向調査の対象事項)

第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第19条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。

(意向調査の公表)

第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

(市民の提言制度の対象事項)

第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の案
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等
- (3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章，宣言等
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めるもの
(適用除外)

第 18 条 前条の規定にかかわらず，施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは，条例第 15 条の規定による市民の提言制度は，適用しない。

- (1) 迅速又は緊急に定める必要があるため，市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。
 - (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。
 - (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。
 - (4) 法令その他の規定により，縦覧，意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。
 - (5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告，答申等に基づき定めるものであるとき。
 - (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。
- 2 施策原案が前項第 1 号に該当する場合は，その理由を公表するものとする。この場合においては，次条第 4 項の規定を準用する。

(事前の公表事項)

第 19 条 条例第 15 条第 2 項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の名称及び内容
 - (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
 - (3) 意見の提出先，提示方法及び提示期間
 - (4) 意見を提示することができるものの範囲
 - (5) 提示された意見の扱い方
 - (6) 検討結果の公表予定時期
 - (7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項
- 2 前項第 2 号に規定する資料は，施策原案の趣旨，目的，概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。
- 3 第 1 項第 6 号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は，その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。
- 4 第 1 項及び前項の規定による公表は，市長が指定する場所での閲覧又は配布，インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(意見の提示方法等)

第 20 条 市長が市民の提言を募集するときは，直接持参，郵便，ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

- 2 意見を提出しようとする市民は原則として住所，氏名等を，法人その他の団体にあつては所在地，団体名，代表者の氏名等を明らかにしなければならない。
- 3 第 1 項の募集に係る市民の意見の提示期間は，条例第 15 条第 4 項に定める期間とし，意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし，緊急の必要がある場合，その他やむを得ない理由があるときは，この限りでない。

(検討結果の公表)

第 21 条 市長は，提出された意見の検討を終えたときは，速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の全文（提出された意見がなかった場合にあつては，その旨）
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
- 2 前項の規定にかかわらず，必要に応じ，同項第 1 号の提出された意見の全文に代えて，当該提出された意見を整理し，又は要約したものを公表することができる。この場合において，当該公表の

後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。

3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

(市民及び市民団体選出委員の資格)

第22条 条例第21条第1項第1号に規定する市民及び同項第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。

(市職員選出委員)

第23条 条例第21条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 企画財政部長

(2) 総務部長

(市民参加推進会議の運営)

第24条 市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に設置されている附属機関等の会議録の扱いについては、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行後に設置される附属機関等の会議録は、情報公開コーナーに据え置くものとする。

付 則(平成17年2月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。

付 則(平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年9月20日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申等から適用する。

3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。

様式

(第6条関係)